

新潟県選挙管理委員会規程第7号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月10日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市東区	(略) 末広橋病院 (略)	(略) <u>新潟市東区臨港 町2丁目25番地 1</u> (略)	新潟市東区	(略) 末広橋病院 (略)	(略) <u>新潟市東区古川 町1-8</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
長岡市	(略) 老人保健施設 てら どまり 老人保健施設 グリ ーンヒル与板 (略)	(略) 長岡市寺泊下桐 850-1 長岡市与板町榎 原393-8 (略)	長岡市	(略) 老人保健施設 てら どまり <u>介護老人保健施設 とちお</u> 老人保健施設 グリ ーンヒル与板 (略)	(略) 長岡市寺泊下桐 850-1 <u>長岡市栄町2丁 目1-50</u> 長岡市与板町榎 原393-8 (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム 有明園 (略)	(略) <u>新潟市西区西有 明町1番20号</u> (略)	新潟市西区	(略) 特別養護老人ホーム 有明園 (略)	(略) <u>新潟市西区西有 明町1番47号</u> (略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
妙高市	(略) 特別養護老人ホーム あいにふ妙高 <u>特別養護老人ホーム 妙高縁</u>	(略) 妙高市大字除戸 243番地 <u>妙高市大字志976 番地</u>	妙高市	(略) 特別養護老人ホーム あいにふ妙高	(略) 妙高市大字除戸 243番地
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規程は、公布の日から施行する。